

住居確保給付金のお知らせ

離職等により住宅を喪失している又は喪失するおそれのある方が安心して就職活動できるよう賃貸住宅の家賃の一部を支援します。

★支給対象要件

次の①から⑧のいずれにも該当する方

- ① 離職等またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがあること
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内であるまたはやむを得ない休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にあること
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であったこと
- ④ ハローワーク等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動等または自立に向けた活動を行うこと
- ⑤ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、「収入基準額表（※）」に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること

収入基準額表※

世帯人数	収入の基準額 (給与収入等)	家賃の基準額 (住宅扶助基準額 が上限)	収入基準額
1人世帯	81,000 円	32,000 円	113,000 円
2人世帯	123,000 円	38,000 円	161,000 円
3人世帯	157,000 円	41,100 円	198,100 円
4人世帯	194,000 円		235,100 円

⑥ 「金融資産基準額表（※）」

- (1) 申請日における、申請者及び同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする）以下であること

金融資産基準額表※

世帯人数	金融資産
1人世帯	486,000 円
2人世帯	744,000 円
3人世帯	954,000 円
4人世帯	1,000,000 円

- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

★就職活動要件

常用就職に向けた次の就職活動を行うことが必要です。

- ① 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- ② 月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受け安定所確認印をもらう
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

★支給額

生活保護の住宅扶助基準額に準拠した額を上限として、家賃額に応じて調整された額を支給します。

世帯人数	支給上限額
1人世帯	32,000円
2人世帯	38,000円
3人～5人世帯	41,100円
6人世帯	45,000円
7人以上	49,300円

★支給期間

原則3か月

住居確保給付金受給期間の最終月において、次の条件を満たしていれば、さらに3か月間の延長ができます。

- ① 受給中に誠実な就職活動を行っていること
- ② 申請者及び申請者と世帯を一にする同居の親族の預貯金の合計が一定額以下であること

★支給方法

市から住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込みます。

★その他

住居確保給付金受給者は、自立相談支援事業のプランを策定する必要があります。

◎住居確保給付金に関するお問い合わせ

福津市健康福祉部福祉課生活相談係

TEL 0940-43-8188

◎総合福祉資金貸付制度に関するお問い合わせ

福津市社会福祉協議会

TEL 0940-34-3341